

2010年8月1日

灘区民ホール  
ご利用者 各位

神戸市立灘区民ホール

## 灘区民ホール内物品販売手数料の扱いについて

日頃から灘区民ホールをご利用いただきありがとうございます。  
みだしのことについて、大ホールホワイエ及び1階ロビー利用に伴う  
物品販売手数料ついて、平成22年8月1日から下記により取り扱います。  
よろしくおねがいします。

### 記

- 1 物品販売手数料をいただかないケース
  - ① 主催者が、直接物品販売する場合
  - ② 2倍の割増利用料金を適用する場合
  - ③ 灘区民ホールが主催又は共催する場合
  
- 2 物品販売手数料をいただくケース
  - ① 主催者の命（委託）を受けて販売する場合  
物品販売手数料は、売上総額（申告）の10%  
例：レコード販売店や協賛・協力会社の出店
  
- 3 準備・後片づけ
  - ① 机・いす等の準備・後片づけは全て販売者が対応